

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年6月8日（平成28年（行個）諮問第95号）

答申日：平成29年10月2日（平成29年度（行個）答申第105号）

事件名：特定労働局に勤めている本人の雇用に関する記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別記の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月18日付け兵労個開第191号により兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 本件決定の不開示理由は、大別すると、下記のとおりとされている。

（ア）開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記載されており、法14条1号に該当する（本件不開示理由①）。

（イ）開示請求者以外の氏名、役職等が記載されており、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない（本件不開示理由②）。

（ウ）国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるものが記載されており、法14条6号に該当する（本件

不開示理由③)。

(エ) 開示請求者以外の特定の個人から聴取した内容にかかる記述等が記載されており、これらは国が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法14条7号柱書きに該当する(本件不開示理由④)。

イ まず、本件決定における不開示部分は、その開示箇所が広範かつ多岐に亘る一方、さらにその不開示理由も多種類の理由が述べられているのであって、どの不開示箇所が、どの不開示理由に基づいて不開示とされているのかが全く特定されていない。

本件開示請求については、全部開示が原則である(法14条本文)。これに対し、前記の如き不開示箇所と不開示理由の特定を欠く不開示決定については、根拠なき不開示決定であるという評価がなされるべきであって、本件不開示決定が違法・不当であることは明白である。

ウ 然らずしても、前段所述の不開示理由は、下記に述べるとおり理由がなく、不開示部分は開示されるべきである。以下詳論する。

(ア) 本件不開示理由①関係

まず、本件における開示請求者は特定個人Xであるから、本件請求に係る情報が開示されることによって、開示請求者本人の「生命、健康、生活又は財産を害する」ことが起こり得ること自体があり得ない。

仮に、これが万に一つあり得たとしても、開示請求者は、本件開示請求によって「生命、健康、生活又は財産を害」される危険の引き受けを了承しており(本書により、その意思を明確にする。)、その結果、法14条1号に該当する箇所などあり得ない。

開示請求者は、軽度発達障害という情緒障害を有しているからといって、法的行為を制限される存在ではなく、成年後見人を立てるよう法的に求められたこともない成人である。正に、何が何でも不開示にするための理屈にならない理屈というほかない。

なお、本人情報の開示決定に際して不開示取消訴訟を提起した場合に国側の所管官庁となる法務省は、当該条項の運用に際し、不開示としても構わない場合は、「開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合」に限る、と明示している。

本請求は開示によって、請求者本人について「深刻な問題」を新たに生じるおそれはなく、その意味においても、本件決定は不当である。

(イ) 本件不開示理由②関係

a まず、本件不開示理由②によって、不開示とされた部分が、如何なる「開示請求者以外の個人」に関するものであるかが、本件決定からは明確ではないが、本件において開示請求者以外の個人として考えられる者としては、開示請求者特定個人Xの両親（特定個人Y，特定個人Z）と労働局に勤務若しくはこれらに関連する職務に従事する法14条2号ただし書八に規定する「公務員等」に該当する者以外に存在しない。

（本件決定には、これら以外の者が存在するとの付記もない。）

b 然るに、開示請求者・特定個人Xの両親に関する情報については、同居する両親であり、かつ、両名は本開示請求において、いずれも各自の情報を開示されることに同意しているから、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（2号ただし書イ）に該当するものである。

よって、特定個人Xの両親に関する情報が本件不開示理由②によって不開示決定とされているのであれば、その不開示箇所は違法・不当であり、速やかに開示されなければならない。

c 次に、本件決定の不開示部分につき、法14条2号ただし書八に規定する「公務員等」に該当する者に関する不開示部分については、本件開示請求が、「チャレンジ雇用」制度を利用した労働局における本件開示請求者の就労状況に関する記録である以上、その不開示とされた情報が、「その職務の遂行に係る情報」であり、かつ「当該公務員等の職及び当該職務遂行に係る部分」に該当することは明白である（逆に、これらに該当しない情報はない筈である。）。

よって、本件決定の不開示部分につき、本件不開示理由②によって不開示とされている部分については、2号ただし書八に該当するものとして、その全てが開示されなければならない。

d 上記b，cに述べたほか、本件開示請求は、労働局に勤務していた開示請求者が、障害者虐待に該当する仕打ちを受け、その職を追われ、精神的苦痛を被ったことから、その事実関係を明らかにしてその健康、生活の平穏を取り戻すと共に、必要な賠償請求等を検討するため即ちその財産を保護するための開示請求であって、開示請求者の「生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが認められる情報」に該当することも明らかである。

よって、いずれにしろ、本件不開示理由②によって不開示決定とされた部分は、法14条2号ただし書八に基づき開示されな

ければならない。

e 仮に、法14条2号ただし書きないしハのいずれにも該当しないものと最終的に評価されることがあったとしても、法15条2項により、「氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等」の部分を除くことにより開示可能な個所があるはずであり、かつ、それは開示しなければならないものである（法15条）。

したがって、上記の点においても、本件決定のうち不開示とした決定部分は違法・不当である。

(ウ) 本件不開示理由③関係

まず、本件不開示理由となっている法14条6号の不開示の要件としては、i) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、ii) 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又はiii) 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれが要件となっているが、不開示部分につき、上記i)ないしiii)のいずれが根拠となっているのかが不明であり、その不開示決定について合理的な根拠があるとは見出せず、本件不開示理由③に基づき不開示とする決定については、違法・不当であることは明白である。

仮に、「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」であったとしても、「過去の事実経緯の報告（若しくはこれらに関する職員の認識）」が記載されている部分については、これが開示されることによって「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性」が損なわれることはないし、「国民の間に混乱を生じさせるおそれ」いわんや「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」が生じる余地はない。

したがって、本件不開示理由③に基づく不開示決定部分があったとしても、「過去の事実の報告（若しくはこれらに関する職員の認識）」に関する部分については、法14条6号に該当しないことは明白であり、これらの情報は開示されなければならない。

然らずしても、法15条に基づく開示がなされるべきことは前述のとおりである。

(エ) 本件不開示理由④関係

本件決定のうちの不開示部分につき、「開示請求者以外の特定の個人から聴取した内容にかかる記述等が記載されており、これらは国が行う事務に関する情報」があったとしても、前項と同様に、

「過去の事実関係に関する報告（若しくはこれらに関する職員の認識）」が記載されている部分については、これらを開示することにより、「当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が生じることはあり得ない。

したがって、本件不開示理由④に基づく不開示決定部分があったとしても、「過去の事実の報告（若しくはこれらに関する職員の認識）」に関する部分については、法14条7号柱書きに該当しないことは明白であり、これらの情報は開示されなければならない。

然らずしても、法15条に基づく開示がなされるべきことは前述のとおりである。

エ 前段所述のとおり、本件決定のうち不開示とされた部分につき、法定の不開示要件をそもそも有しないことは明白であるが、そのことを措くとしても、法16条による裁量的開示がなされなければならない。即ち、本件は、障害者の権利の実現・社会進出のために設けられた「チャレンジ雇用」の制度を利用し、雇用のステージにおいて障害者虐待の防止を奨励する労働局において就労を開始した障害者に対し、こともあろうに、法律を遵守し、雇用の現場において障害者虐待を防止するよう責務を担う労働局の職員が虐待行為を行った案件である。

開示請求者は発達障害に起因するコミュニケーションの困難性を生活上伴い、その結果の一つとして特定疾患の症状も呈しており、本件で事実、どのような行為が行われていたのか、虐待行為に該当するののかは、本開示請求を全部開示することによって、はじめて明らかとなる一方、本開示請求によらなければ、その全容を明らかにすることができない。

本件開示請求の対象となっている情報の保有者は、紛争の相手方となる兵庫労働局の職員である。本件決定のように、具体的な理由も示さず、特段の論拠もなく抽象的な法の条文を引用するのみで、情報を不開示とするその対応は、およそ、兵庫労働局側において、重要な事実関係を隠蔽するための不開示決定であるとの疑いをなしとしない。

労働局側においても、万一、本件において労働局側に何らの落ち度がないとの立場を取るのであれば、自身の潔白を証明する趣旨においても、その裁量において、本件開示請求対象資料につき全部開示をなすべきである。

以上の次第で、仮に不開示箇所につき、法定の不開示理由があったとしても、法16条に基づく裁量的開示を実施するよう求める。

オ 上記理由のほか、必要に応じて申し立て理由を追加で説明する用意

がある。

(2) 意見書1

ア 総論

法14条本文には、「開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」と、行政機関の保有個人情報は原則開示とする法的義務が定められている。即ち、法14条1号以下に定める不開示とすることができる例外要件の該当性の判断には、行政裁量はなく、主観的にその例外要件が判断されてはならず、かつ、その例外要件は抽象的な事実ではなく具体的な事実をもって判断されなければならない。

保有個人情報は開示が大原則であって、諮問庁の本件理由書に記載の不開示意見は、かかる公開の原則に反するものである。以下詳述する。

イ 各論

(ア) 本件理由書において、諮問庁は、不開示部分につき法14条2号の例外要件に該当する部分がある旨述べ、不開示としている。その理由としては、「法14条2号の請求人以外の特定の個人を識別することができる情報又は開示することにより請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であって、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない情報であることから、不開示とすることが妥当である。」と意見を述べている。

対象文書ごとの不開示理由に対する異議は後に詳述するが、少なくとも「請求人以外の個人の権利利益を害するおそれ」につき、各文書ごとに、如何なる請求人以外の、如何なる権利利益を害することを検討の対象としているのかが全く抽象的で、かつ、その「おそれ」の判断も、客観性を欠く主観的なものであって、「不開示」とする意見は全く妥当でなく、不開示決定は法14条本文に反する違法な処分である。

(イ) また、諮問庁は、法14条7号柱書き及び二に該当する文書があるとして、「請求人に対する応募時の評定や所見が記載されている。これらの内容を開示すると、労働局職員が応募者との無用な摩擦をさけるため、率直な記載を躊躇するなどにより、障害者の態様を適正に把握しその能力・適正に応じた採用選考、雇用管理を行うことが困難になり、労働局や安定所が行う障害者の雇用の促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」と記載している。

各文書ごとの不開示理由に対する異議は後に詳述するが、そもそ

も、上記意見は、「これらの内容を開示すると、労働局職員が応募者との無用な摩擦をさけるため、率直な記載を躊躇する」ことを前提としているが、そもそも、これら内容が開示されたとしても、労働局職員と応募者との間で摩擦など発生し得ないから、上記理由はその前提において不当である。仮に、かかる前提に立ちうるとすれば、実際にこれを開示したことによって、上記事務に係る摩擦が発生した実例等の客観的な裏付けが必要であるが、それがなければ単なる一個人（誰かは不明であるが）の主観によるものに過ぎず、法の定める公開の原則の例外を是認する根拠となりえないことは明白であり、本件はまさにそのような事例である。

むしろ、一般論としても、障害者雇用としては、障害者が雇用の際に自己の評価に関する内容を知ることができる方が、第三者の目から見た自己評価を認識でき、自らの障害の状況に適した雇用活動を試みる一助となるのであり、障害者雇用の促進に係る事務は、かえって円滑適正になされるものである。

したがって、本件理由書の上記「不開示」とする意見は全く妥当でなく、不開示決定は法14条本文に反する違法な処分である。

(ウ) その他、本件理由書において、諮問庁は、不開示理由につき文書ごとに不開示部分と不開示理由の条文を掲示しているが、本意見書別紙のとおり、諮問庁のいう不開示部分は、不開示要件を充足しない（別紙省略）。

また、法15条1項、2項に基づく部分開示の要件について、仔細に検討した形跡もなく、当該条項に従ってもなお不開示としなければならぬ理由もなく、諮問庁の不開示決定が恣意的なものであることは明白である。

ウ 裁量的開示について

本件開示請求は、障害者雇用の促進を自ら体現しなければならない諮問庁の障害者雇用において、開示請求人の障害の状況把握を怠り、必要な環境整備を実施せず、かつ、開示請求人が特定疾患の症状により、自らが受けた不当な取扱い等の事実関係に関し、関係者が事実と反する対応を開示請求人の両親に対し取り続けたことに起因し、障害者たる開示請求人の権利利益の保護に深くかかわるものである。

他方で、前記のとおり、開示請求人は特定疾患の障害特性を有し、自らの発語による主張をなすことが困難な状況にあり、日本も批准し、国内において法的拘束力を有する障害者権利条約に則り、かかる障害を有する開示請求人に対する環境整備ないし合理的配慮を行う必要がある、まさに係る合理的配慮として、法16条の裁量的開示を行うべきである。

また、本件に至る経緯、本件開示請求に係る諮問庁職員の対応等に照らせば、なお、法16条に基づく裁量的開示を実施するべきである。

(3) 意見書2

今回、厚生労働省より、一部情報を開示するとの諮問があったことを承りました。

私どもといたしましては、それは至極、当然のことと受け止めております。したがって、私たちは、今年7月に貴審査会に送付しました意見書の中で求めた全ての情報の開示を引き続き求めます。どうぞよろしくお願いいたします。

(4) 意見書3

ア 総論

法14条本文には、「開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」と、行政機関の保有個人情報は原則開示とする法的義務が定められている。即ち、法14条1号以下に定める不開示とすることができる例外要件の該当性の判断には、行政裁量はなく、主観的にその例外要件が判断されてはならず、かつ、その例外要件は抽象的な事実ではなく具体的な事実をもって判断されなければならないことは、既に開示請求人が提出した平成28年7月10日付意見書に記載のとおりである。

保有個人情報は開示が大原則であって、諮問庁の本件補充理由書に記載の不開示意見は、いずれも、上記具体的な事実を適示したうえでの不開示意見ではなく、公開の原則に反することは明らかである。

イ 各論

(ア) 本件補充理由書は、要するに、従前、法14条2号のみを根拠としていた不開示部分につき、事「職員の雇用管理を適切に行うためには、労働局と厚生労働省において、忌憚のない意見交換を行い、十分な検討を行う機会が確保される必要があるが、意見交換等のうち、意見・評価に係るものについては、これを開示するとなれば、労働局および厚生労働省職員において、今後の雇用管理業務について、率直な意見は差し控えるなどし、自由闊達な意見交換や詳細な情報共有が行われなくなり、ひいては雇用管理業務に支障を及ぼすおそれがある」などという理由を後出し的に主張し、不開示の根拠として、新たに法14条7号柱書きを加える、というものである（以下、イにおいて「本件不開示根拠」という。）。

(イ) しかしながら、諮問庁が本件不開示部分につき、事実、上記の如き不開示の必要性があるものと判断していたのであれば、当初から不開示理由として、法14条7号柱書きが根拠条文として示されて

いなければならない。

然るに、諮問庁は、上記不開示部分については、法14条7号柱書きを根拠として呈示していなかったことは顕著な事実であって、諮問庁は、本件不開示部分については、法14条7号柱書きに基づく不開示は理由とならない旨内部的に自認する判断をしていたことは明らかである。

上記の点から、本件不開示部分が開示されることによって、「事由闊達な意見交換や詳細な情報共有が行われなくなる」こともなければ、「雇用管理業務に支障を及ぼすおそれ」も存在しないことは明白といえる。

冒頭で述べたように、法14条1号以下に定める不開示とすることが出来る例外要件の該当性の判断には、行政裁量は存在しない。上記の如き事後的に不開示根拠の追加を容認するようなこととなれば、それこそ諮問庁による恣意を審査会が追認することと同義であり、かかる主張が是認される余地はない。

(ウ) 以上の次第で、諮問庁の本件不開示根拠が是認される余地がないことは明白であるが、念のため、本件補充理由書に記載の不開示部分に、「請求人以外の氏名、職名等が記載されており、請求人以外の個人に関する情報が含まれている。これは法14条2号の請求人以外の個人を識別することができる情報又は開示することにより請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であって、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない情報である」との部分に対して、念のため反論を加える。

まず、いずれも、「請求人以外の個人の権利利益を害する」要件の検討の前提となる「権利利益」の内容が抽象的かつ不明である。また、開示されることによって、何らかの権利利益が害される「おそれ」もない。また、「職名」は、法14条2号ハの「当該公務員の職」に係る部分であることは明らかであることから、不開示とすることは明らかに違法である。

仮に、不開示部分があるとしても、「氏名」のみの不開示で足り、全文を不開示とする法律上の不開示要件はない（法15条1項開示）。

「氏名」が開示されなければ、匿名性が確保されるので、「個人の権利利益を害するおそれ」が存在しない（法15条2項開示）。

(エ) そして、諮問庁が不開示とした個々の記述において、それぞれにつき法14条2号ないし7号柱書きの要件が存在しないことについては、既に開示請求人が提出した平成28年7月10日付意見書に詳述したとおりであるから、これを敷衍する。

ウ 裁量的開示に関する意見の補充

(ア) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」7条2項は、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」という法的義務が定められている。

然るに、開示請求人は、特定疾患の障害特性を有する障害者であり、自らの発語による主張をなすことが困難な状況にあり、第三者の目から見た自己評価に関する情報獲得の手段に乏しく、将来において自らの障害の状況に適した雇用活動が困難となる社会的障壁に直面し、現にその除去を必要としている。

そして、障害者雇用の促進を目的とする事務または事業を実施し、これに関連する個人情報保有管理する諮問庁において、開示請求人に関わる保有個人情報につき、その全てを開示することは過重な負担ではない。

(イ) よって、開示請求人は、諮問庁に対し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」7条2項における合理的配慮として、本件不開示部分の全てを、法16条に基づく裁量的開示にするよう、本書により請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求人」という。）が、平成27年11月19日付けで行った「兵庫労働局職業対策課に特定年月から勤めている請求者の雇用に関する記録一切（詳細は別紙に記載）」の開示請求に対し、処分庁が平成28年1月18日付け兵労個開第191号により行った部分開示決定（原処分）を不服として、同年3月8日付け（同月10日受付）をもって提起されたものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示部分」欄に掲げる情報については、不開示理由として、新たに法14条7号二を加え、同条2号並びに7号柱書き及び二に基づき、不開示を維持することが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

特定年月より兵庫労働局職業対策課に勤めている請求人の雇用に関する記録一切（詳細は別紙に記載）とされていたことから、該当する文書一切を本件対象保有個人情報として特定した。

イ 不開示情報該当性について

（ア）法14条2号

本件対象保有個人情報のうち、別表に掲げる文書8，文書9，文書11ないし文書27，文書29，文書31ないし文書33，文書39，文書40，文書42，文書43及び文書47には、請求人以外の氏名、職名等が記載されており、請求人以外の個人に関する情報が含まれている。また、請求人以外の個人の個人的見解等が記載されている。いずれも法14条2号の請求人以外の特定の個人を識別することができる情報又は開示することにより請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であって、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない情報であることから、不開示とすることが妥当である。

（イ）法14条7号柱書き及びニ

本件対象保有個人情報のうち、別表に掲げる文書1，文書2及び文書16には、請求人に対する応募時の評定や所見が記載されている。これらの内容を開示すると、労働局職員が応募者との無用な摩擦をさけるため、率直な記載を躊躇するなどにより、障害者の態様を適正に把握しその能力・適性に応じた採用選考、雇用管理を行うことが困難になり、労働局や安定所が行う障害者の雇用の促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書き及びニに該当し、不開示とすることが妥当である。

（ウ）法14条7号柱書き

本件対象保有個人情報のうち、別表に掲げる文書10ないし文書12，文書15，文書18，文書20，文書21，文書23，文書24及び文書28には、厚生労働省職員の個人メールアドレス及びパスワードが記載されており、これを開示することにより行政事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、本件対象保有個人情報のうち、別表に掲げる文書24，文書26，文書27，文書47及び文書49には、地方自治体及び特定の支援機関から労働局及び安定所に対し提供された情報が記載されている。これらは求職者に公開することを前提としておらず、不

開示とした部分が開示された場合、労働局や安定所に率直な情報提供を行いにくくなるなど地方自治体及び支援機関の十分な協力を得ることが困難になり、労働局や安定所が行う障害者の雇用の促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 上記のほか、「神戸市特定センター（特定NPO法人。以下「NPO」という。）からの紹介に関する書類、その記載がある書類」、「11月10日に兵庫県特定センター（担当・障害福祉課のF氏）が労働局企画室長に対し、県福祉監が兵庫労働局長に会って本件に関する申し入れをしたいと提案したこととそれに対する労働局の返答に関する資料一切」については作成・取得していないことから、保有していないものである。

ウ 新たに開示する部分について

本件対象保有個人情報のうち、原処分において不開示とした別表に掲げる文書41及び文書49(1)については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

(4) 請求人の主張について

請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で「具体的な理由も示さず、特段の論拠もなく抽象的な法の条文を引用するのみで、情報を不開示とするその対応は、およそ、兵庫労働局側において、重要な事実関係を隠匿するための不開示決定であるとの疑いをなしとしない。」等と主張している。

しかしながら、上記(3)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号等に基づいて、開示、不開示の判断をしているものであり、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち、上記(3)ウに掲げる情報については新たに開示した上で、別表中「不開示部分」欄に掲げる情報については、法14条2号並びに7号柱書き及び二に基づき、不開示を維持することが妥当である。

2 補充理由説明書1

法42条の規定に基づき、平成28年6月8日付け厚生労働省発地0608第3号・厚生労働省発職雇0608第3号により諮問した平成28年(行個)諮問第95号において、諮問庁がなお不開示を維持すべきとして説明した、別表の不開示部分の欄に掲げる情報については、以下のとおりとする。

請求人以外の個人に関する情報であって請求人以外の特定の個人を識別することができる情報は、原則として法14条2号の不開示情報に該当するが、請求人の両親に関する情報については、これまでの経緯等から、請求人の両親が当該情報の開示を求めていることが確認できたこと等から、別表の該当条文の欄において「新たに開示」とする情報については、諮問に当たり開示することとする。

3 補充理由説明書2

法42条の規定に基づき、平成28年6月8日付け厚生労働省発地0608第3号・厚生労働省発職雇0608第3号により諮問した平成28年（行個）諮問第95号に係る理由説明書及び平成28年8月12日付け補充理由説明書において、諮問庁がなお不開示を維持すべきとした、同理由説明書別表の不開示部分の欄に掲げる情報について、法14条2号及び7号柱書きの該当性を再度検討した結果、不開示情報該当性について下記のとおり説明を補充する。

- (1) 本件対象保有個人情報のうち、法14条2号に該当することにより不開示が妥当と判断した情報について、以下に記載する情報には労働局、厚生労働省双方に寄せられた請求人及び請求人の両親からの訴えに対し、労働局と厚生労働省との間で行われた意見交換等が記載されている。職員の雇用管理を適切に行うためには、労働局と厚生労働省において、忌憚のない意見交換を行い、十分な検討を行う機会が確保される必要があるが、意見交換等のうち、意見・評価に係るものについては、これを開示することとなれば、労働局及び厚生労働省職員において、今後の雇用管理業務について、率直な意見は差し控えるなどし、自由闊達な意見交換や詳細な情報共有が行われなくなり、ひいては雇用管理業務に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示理由として、新たに法14条7号柱書きを加え、同条2号及び7号柱書きに基づき、不開示を維持することが妥当である。

(法14条2号及び7号柱書き)

別表に掲げる文書8(2)、文書9(2)及び(4)、文書11(1)のうち31行目ないし33行目及び(5)、文書13(2)、文書16(16)のうち29行目ないし32行目の不開示部分、(18)のうち12行目、17行目ないし21行目の不開示部分、文書17(5)のうち19行目ないし25行目の不開示部分、文書19(5)のうち17行目ないし23行目の不開示部分、文書23(2)のうち13行目及び14行目、文書24(1)のうち24行目ないし26行目及び37行目ないし43行目、(5)のうち15行目及び16行目、文書25(2)、文書26の(4)のうち6行目ないし8行目、文書27(1)のうち7行目、8行目及び10行目の不開示部分、(3)のうち25行目ないし

27行目，文書29のうち6行目ないし8行目，文書32（4）及び（11）のうち3行目ないし5行目の不開示部分並びに文書39（3）（2）本件対象保有個人情報のうち，法14条7号柱書きに該当することにより不開示が妥当と判断した情報について，文書47（1）の平成27年5月15日記事欄1行目，平成27年5月22日記事欄1行目及び4行目並びに平成27年7月24日記事欄1行目の不開示部分には，請求人以外の氏名，職名等が記載されており，請求人以外の個人に関する情報が含まれている。これは法14条2号の請求人以外の特定の個人を識別することができる情報又は開示することにより請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であって，かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない情報であることから，不開示理由として，新たに法14条2号を加え，同条2号及び7号柱書きに基づき，不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--------------------|
| ① | 平成28年6月8日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月23日 | 審議 |
| ④ | 同年7月11日 | 審査請求人から意見書1及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年8月12日 | 諮問庁から補充理由説明書1を收受 |
| ⑥ | 同年9月14日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑦ | 平成29年2月23日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑧ | 同年4月26日 | 諮問庁から補充理由説明書2を收受 |
| ⑨ | 同年5月15日 | 審査請求人から意見書3を收受 |
| ⑩ | 同年9月28日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は，別記の1に掲げる文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は，本件対象保有個人情報のうち，別記の2に掲げる文書に記録された保有個人情報については，保有していないため不開示とし，それ以外の本件対象保有個人情報については，その一部について，法14条1号，2号，6号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は，原処分で不開示とされた部分の一部（パスワード及びメールアドレス（別表の2欄に掲げる通番6，通番9，通番14，通番17，通番40，通番46，通番48，通番53，通番55，通番61，通番62，通番73））については，不開示とすることに異議はないとしているが，その余の部分については開示するよう求めている。

これに対し、諮問庁は、理由説明書及び補充理由説明書において、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとしているが、別記の2に掲げる文書に記録された保有個人情報に保有していないため不開示とした原処分を妥当とするとともに、その余の部分については、法の適用条項を変更し、法14条2号並びに7号柱書き及び二に該当し、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、別記の2に掲げる文書に記録された保有個人情報の保有の有無及び審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 別記の2に掲げる文書に記録された保有個人情報の保有の有無について
(1) 「NPOからの紹介に関する書類、その記載がある書類」について

ア 当該書類を保有していないことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

審査請求人をNPOに紹介したのは特定公共職業安定所であり、NPOが特定公共職業安定所に審査請求人を紹介した事実はない。

「紹介に関する書類、その記載がある書類」とは、NPOが独自に作成している障害者個人から聴取した障害者本人の障害特性等に関する記録と推察されるが、それらを公共職業安定所が受理、保有することはない。他の公共職業安定所においても、障害者及びその支援者が公共職業安定所に相談に来た場合は、公共職業安定所の職員が障害者本人の障害特性等について聴取、確認し、その記録を以後の相談に活用している。なお、開示請求時に兵庫労働局職業対策課が特定公共職業安定所を訪問し、そのような書類が存在しないことも確認している。

イ 上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

(2) 「11月10日に兵庫県特定センター（担当・障害福祉課のF氏）が労働局企画室長に対し、県福祉監が兵庫労働局長に会って本件に関する申し入れをしたいと提案したこととそれに対する労働局の返答に関する資料一切」について

ア 当該資料を保有していないことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

兵庫県障害福祉課の職員が兵庫労働局企画室に来局し、県福祉監と兵庫労働局長との面談について依頼があり、その旨を企画室長が労働局長、総務部長に口頭で伝えた。

兵庫労働局での検討の結果「総務部長対応でどうか」と企画室より兵庫県障害福祉課に電話で回答したが、結果的に「労働局長に会えないのであれば兵庫県は訪問しない」こととなった。

これらは電話によるやり取りで完結したため文書には残していない。

また、兵庫県の来局時等においても、兵庫県からは面談等に関する文書の提出がなかったことから、当該文書を保有していないものである。

イ 上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

(3) 以上のことから、兵庫労働局において、別記の2に掲げる文書に記録された保有個人情報に保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表の5欄に掲げる部分について

ア 通番24の11行目の不開示部分

当該部分は、審査請求人の同僚の職氏名であると認められ、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、職務の遂行に関する情報に含まれる氏名に相当し、これを開示しても特段の支障の生ずるおそれがあるとは認められないことから、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番51，通番56，通番59，通番64の34行目及び35行目の不開示部分並びに通番70

当該部分は、審査請求人の両親が面談した特定個人の職名であるが、他の情報と照合することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるとは認められず、かつ、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ウ 通番19，通番21，通番24の8行目の不開示部分，通番25，通番27，通番28，通番29，通番34，通番37，通番43，通番64の21行目1文字目ないし10文字目及び13文字目ないし最終文字，通番69，通番75，通番81並びに通番82

当該部分には、審査請求人が勤務していた職場における審査請求人

に対する認識・評価等に関する情報が記載されており、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番86

当該部分は、本件開示請求に当たり、処分庁において不開示情報該当性について整理するために記載した情報であり、これを開示しても、労働局が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

オ 通番2

当該部分には、審査請求人の採用面接の際に審査請求人から聴取した内容が記載されており、審査請求人が承知している情報であると認められることから、これを開示しても、労働局が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書き及び二のいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番22及び通番26

当該部分には、審査請求人が勤務していた職場における審査請求人の行動に対する認識等に関する情報が記載されているが、人事管理に係る評価に関する情報であるとは認められず、当該部分は、上記オと同様の理由により、法14条7号柱書き及び二のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の不開示部分について

ア 法14条2号該当性について

通番7, 通番11ないし通番13, 通番16, 通番18, 通番20, 通番21の28行目の不開示部分, 通番23, 通番25の18行目の不開示部分, 通番27の18行目, 19行目, 21行目, 24行目, 26行目ないし31行目及び33行目の不開示部分, 通番28の6行目, 7行目, 9行目, 11行目, 12行目, 28行目, 31行目ないし33行目及び36行目の不開示部分, 通番29の23行目6文字目ないし24行目の不開示部分, 通番31, 通番33, 通番35, 通番36, 通番37の2行目, 3行目, 5行目及び7行目の不開示部分, 通番39, 通番41, 通番42, 通番43の2行目,

3行目，5行目及び7行目の不開示部分，通番45，通番47，通番49，通番50，通番51の15行目及び28行目の不開示部分，通番54，通番56の20行目の不開示部分，通番59の17行目，30行目及び40行目の不開示部分，通番64の8行目，10行目ないし16行目並びに21行目11文字目及び12文字目の不開示部分，通番66，通番69の25行目，27行目ないし33行目並びに38行目11文字目及び12文字目の不開示部分，通番70の21行目の不開示部分，通番76，通番77，通番79，通番80，通番81の4行目の不開示部分，通番82の2行目の不開示部分並びに通番87は，審査請求人以外の第三者の職氏名及び発言内容等であり，それぞれ一体として，法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ，審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから，同号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に部分開示について検討すると，審査請求人以外の第三者の職氏名は個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地もない。また，その余の部分である審査請求人以外の第三者の発言内容等は，知人，同僚等の関係者には個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから，審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず，部分開示できない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番3ないし通番5，通番8，通番10，通番15，通番30，通番32，通番38，通番44，通番52，通番57，通番60，通番63，通番67，通番68，通番71，通番74，通番78，通番83及び通番84の不開示部分には，兵庫労働局及び厚生労働省に寄せられた審査請求人及び審査請求人の両親からの訴えに関して，兵庫労働局が関係者から聴取した内容，当該訴えに対する兵庫労働局としての認識や対応方針等が記載されており，審査請求人の知り得る情報であるとは認められない。また，これらを開示すると，今後，類似の事案において，関係者が率直な主張を行いにくなるなど，正確な事実関係の把握等が困難となり，労働局が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条7号柱書きに該当し，同条2号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番85の不開示部分は，審査請求人以外の第三者の職氏名であ

り、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性について

通番58、通番65、通番72、通番86の平成27年5月15日記事欄4行目ないし7行目、平成27年7月24日記事欄2行目ないし9行目、11行目及び12行目並びに通番88の不開示部分には、兵庫労働局及び厚生労働省に寄せられた審査請求人及び審査請求人の両親からの訴えに関して、地方自治体及び特定の支援機関から兵庫労働局等に対して提供された情報が記載されており、審査請求人の知り得る情報であるとは認められない。また、これらを開示すると、今後、類似の事案において、地方自治体及び特定の支援機関からの情報提供が行われにくくなるなど、労働局が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号柱書き及びニ該当性について

通番1の不開示部分には、審査請求人に対する応募時の評定や所見が記載されており、これを開示すると、労働局職員が応募者との無用な摩擦をさけるため、率直な記載をちゅうちょするなどにより、応募者の態様を適正に把握しその能力・適性に応じた採用選考、雇用管理を行うことが困難になり、労働局における人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号ニに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））において、法14条2号該当性について、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であり、同号ただし書ロに該当する旨主張する。

しかしながら、当該不開示部分を審査請求人に開示することについて、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要

性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は、審査請求書及び意見書において、法16条による裁量的開示をすべきである旨主張している。

しかしながら、上記3において、不開示情報に該当すると判断した部分については、これを開示しないことにより保護される利益を上回る、個人の権利利益を保護するための特段の必要性があるとは認められないことから、法16条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があると認めることはできない。

(3) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を保有していない、又は法14条1号、2号、6号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別記の2に掲げる文書に記載された保有個人情報は兵庫労働局においてこれを保有しているとは認められず、諮問庁が同条2号並びに7号柱書き及び二に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号並びに7号柱書き及び二に該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号並びに7号柱書き及び二のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別記

1 兵庫労働局職業対策課に今年6月から勤めている私の雇用に関する記録一切（詳細は別紙に記載）

（別紙）

私（以下、請求者）の雇用開始から直近に至る期間にかかる以下の書類一切を開示請求します。

- NPOからの紹介に関する書類，その記載がある書類
- 面接時の記録
- 雇用契約に関する書類
- 障害の程度等に関して行われた聞き取り等の記録
- 請求者に関し，労働局とNPO，および労働局と本省との間で交わされた電子メールの写し
- 請求者の雇用及び「指導」などについて記された記録の一切
労働局で8月4日（労働局職業対策課の特定職員A，特定職員B，特定ハローワークのC，NPOのDら出席），9月9日（特定職員B，NPOのD），10月2日（NPOのDほか）に開催された会議，および9月25日の請求者と特定職員Bとの話し合い，10月26日と同29日，11月12日に請求者の父親と労働局・特定職員Eとの間で交わされた電話の会話に関する資料を含む
- 11月10日に兵庫県特定センター（担当・障害福祉課のF氏）が労働局企画室長に対し，県福祉監が兵庫労働局長に会って本件に関する申し入れをしたいと提案したことと，それに対する労働局の返答に関する資料一切。さらに本日11月19日に行われた両親と局長との面談内容
- その他，この問題に関し行われた兵庫労働局内の書類一切

2 NPOからの紹介に関する書類，その記載がある書類

11月10日に兵庫県特定センター（担当・障害福祉課のF氏）が労働局企画室長に対し，県福祉監が兵庫労働局長に会って本件に関する申し入れをしたいと提案したこととそれに対する労働局の返答に関する資料一切

別表

1 文書番号, 文書名 及び頁			2 通番	3 不開示部分	4 該当 条文(法 14条)	5 開示 すべき部 分
文 書 番 号	文書名	頁				
1	各種非常 勤職員評 定票	1	1	評定欄の不開示部分	7号柱書 き及びニ	なし
2	面接カード(兵庫 労働局職 員が記入 したメモ)	2	2	「氏名」, 「動 機」, 「自己P R」, 「関心事 項」, 「パソコン能 力」及び「その他」 欄	7号柱書 き及びニ	全て
3	面接カード(審査 請求人が 記入)	3	—	なし	—	—
4	請求人か ら兵庫労 働局に提 出された 履歴書	4	—	なし	—	—
5	請求人か ら兵庫労 働局に提 出された 療育手帳 の写し	5	—	なし	—	—
6	任用条件 等通知書	6及 び7	—	なし	—	—
7	兵庫労働 局から請 求人に対 する採用	8	—	なし	—	—

	日等の通知					
8	兵庫労働局総務部と厚生労働省地方課の間で交わされた電子メール	9	—	(1) 5行目及び8行目ないし10行目の不開示部分	新たに開示	—
			3	(2) 11行目及び12行目の不開示部分	2号及び7号柱書き	なし
9	請求人の父親と兵庫労働局総務部長との間で交わされた電話概要	10	—	(1) (2)を除く不開示部分	新たに開示	—
			4	(2) 6行目, 7行目, 15行目, 16行目及び25行目の不開示部分	2号及び7号柱書き	なし
		11	—	(3) (4)を除く不開示部分	新たに開示	—
			5	(4) 23行目の不開示部分	2号及び7号柱書き	なし
		12	—	(5) 全て	新たに開示	—
10	兵庫労働局総務部と厚生労働省地方課の間で交わされた電子メール	13	6	7行目の不開示部分	7号柱書き	—
11	兵庫労働局総務部と厚生労働省地方課の間で	14	7	(1) 19行目の不開示部分	2号	なし
			8	(1) 31行目ないし33行目の不開示部分	2号及び7号柱書き	なし

	交わされた電子メール		—	(2) 27行目ないし29行目の不開示部分	新たに開示	—
		15	9	(3) 5行目の不開示部分	7号柱書き	—
			—	(4) 11行目ないし13行目及び17行目の不開示部分	新たに開示	—
			10	(5) 14行目及び15行目	2号及び7号柱書き	なし
1 2	兵庫労働局職業対策課と厚生労働省障害者雇用対策課の間で交わされた電子メール	16	11	(1) 1行目, 2行目, 13行目, 14行目, 18行目, 30行目, 33行目, 36行目, 40行目及び48行目の不開示部分	2号	なし
		17	12	(2) 1行目, 3行目, 4行目, 10行目ないし25行目, 34行目, 35行目, 40行目, 41行目, 44行目, 47行目及び48行目の不開示部分	2号	なし
		18	13	(3) 1行目の不開示部分	2号	なし
			14	(4) 8行目の不開示部分	7号柱書き	—
1 3	兵庫労働局総務部と厚生労働省地方課の間で交わされた電子メ	19	—	(1) 7行目の不開示部分及び9行目ないし17行目	新たに開示	—
			15	(2) 19行目ないし21行目	2号及び7号柱書き	なし

	ール						
1 4	兵庫労働局総務部と厚生労働省地方課の間で交わされた電子メール	20	—	7行目及び8行目の不開示部分	新たに開示	—	
1 5	兵庫労働局職業対策課と厚生労働省障害者雇用対策課の間で交わされた電子メール	21	16	(1) 7行目の不開示部分	2号	なし	
			17	(2) 16行目の不開示部分	7号柱書き	—	
1 6	兵庫労働局職業対策課が作成した請求人への対応状況等の記録	22	18	(1) 26行目の不開示部分	2号	なし	
			23	—	(2) (3)を除く不開示部分	新たに開示	—
				19	(3) 32行目の不開示部分	2号	全て
			24	20	(4) 2行目, 6行目, 8行目ないし23行目及び32行目の不開示部分	2号	なし
			25	21	(5) 2行目, 3行目及び28行目の不開示部分	2号	2行目及び3行目の不開示部分
				—	(6) (5) 及び(7)を除く不開示部分	新たに開示	—

		2 2	(7) 1 5 行目及び 1 6 行目	7 号柱書 き及び二	全て
	2 6	2 3	(8) 6 行目, 1 5 行目, 1 6 行目及び 2 2 行目ないし 2 8 行目の不開示部分	2 号	なし
	2 7	2 4	(9) 8 行目及び 1 1 行目の不開示部分	2 号	全て
	2 8	—	(10) 8 行目及び 1 0 行目ないし 1 3 行目の不開示部分	新たに開 示	—
		2 5	(11) 1 4 行目, 1 5 行目及び 1 8 行 目の不開示部分	2 号	1 4 行目 及び 1 5 行目の不 開示部分
		2 6	(12) 2 7 行目の 不開示部分	7 号柱書 き及び二	全て
	2 9	2 7	(13) 1 8 行目, 1 9 行目, 2 1 行 目, 2 4 行目, 2 6 行目ないし 3 1 行 目, 3 3 行目及び 3 5 行目の不開示部分	2 号	3 5 行目 の不開示 部分
		—	(14) (13) を 除く不開示部分	新たに開 示	—
	3 0	2 8	(15) 1 行目, 2 行目, 6 行目, 7 行 目, 9 行目, 1 1 行 目, 1 2 行目, 2 8 行目, 3 1 行目ない し 3 3 行目及び 3 6 行目の不開示部分	2 号	1 行目及 び 2 行目 の不開示 部分
	3 1	2 9	(16) 2 2 行目な いし 2 4 行目の不開 示部分	2 号	2 2 行目 ないし 2 3 行目 1 文字目
		3 0	(16) 2 9 行目な	2 号及び	なし

				いし 3 2 行目の不開示部分	7 号柱書き	
			—	(1 7) (1 6) を除く不開示部分	新たに開示	—
		3 2	3 1	(1 8) 2 行目, 7 行目, 1 0 行目及び 2 3 行目ないし 2 9 行目の不開示部分	2 号	なし
			3 2	(1 8) 1 2 行目及び 1 7 行目ないし 2 1 行目の不開示部分	2 号及び 7 号柱書き	なし
			—	(1 9) (1 8) を除く不開示部分	新たに開示	—
		3 3	3 3	(2 0) 1 7 行目及び 2 8 行目の不開示部分	2 号	なし
			—	(2 1) 3 0 行目の不開示部分	新たに開示	—
		3 4	3 4	(2 2) 3 行目ないし 5 行目及び 1 2 行目の不開示部分	2 号	全て
1 7	兵庫労働局職業対策課が作成した特定者からの質問に対する対応状況の記録	3 5	3 5	(1) 1 行目, 2 行目, 1 1 行目, 1 7 行目及び 2 7 行目の不開示部分	2 号	なし
			—	(2) 1 5 行目の不開示部分	新たに開示	—
		3 6	—	(3) (4) を除く不開示部分	新たに開示	—
			3 6	(4) 4 行目, 1 4 行目, 1 6 行目ないし 1 9 行目, 2 2 行目, 2 3 行目, 2 5 行目及び 2 9 行目の不開示部分	2 号	なし
		3 7	3 7	(5) 2 行目, 3 行目, 5 行目, 7 行目	2 号	1 3 行目の不開示

				及び13行目の不開示部分		部分
			38	(5) 19行目ないし25行目の不開示部分	2号及び7号柱書き	なし
18	兵庫労働局職業対策課と厚生労働省地方課及び障害者雇用対策課の間で交わされた電子メール	38	39	(1) 7行目及び10行目の不開示部分	2号	なし
			40	(2) 16行目の不開示部分	7号柱書き	—
19	兵庫労働局職業対策課が作成した特定者からの質問に対する対応状況の記録	39	41	(1) 1行目, 2行目, 11行目, 17行目及び27行目の不開示部分	2号	なし
			—	(2) 15行目の不開示部分	新たに開示	—
		40	—	(3) (4)を除く不開示部分	新たに開示	—
			42	(4) 4行目, 14行目, 16行目ないし19行目, 23行目, 24行目, 26行目及び29行目の不開示部分	2号	なし
		41	43	(5) 2行目, 3行目, 5行目, 7行目及び11行目の不開示部分	2号	11行目の不開示部分
			44	(5) 17行目ないし23行目の不開示部分	2号及び7号柱書き	なし

20	兵庫労働局総務部と厚生労働省地方課の間で交わされた電子メール	42	45	(1) 9行目の不開示部分	2号	なし	
			46	(2) 26行目の不開示部分	7号柱書き	—	
21	兵庫労働局総務部と厚生労働省地方課の間で交わされた電子メール	43	47	(1) 8行目, 11行目及び21行目の不開示部分	2号	なし	
			48	(2) 17行目及び38行目の不開示部分	7号柱書き	—	
22	厚生労働省地方課が作成した特定者への対応状況の記録	44	49	(1) 1行目, 4行目, 5行目, 7行目及び16行目ないし31行目の不開示部分	2号	なし	
			45	50	(2) 1行目及び2行目の不開示部分	2号	なし
23	兵庫労働局総務部と厚生労働省地方課の間で交わされた電子メール	46	—	(1) (2) 及び(3)を除く不開示部分	新たに開示	—	
			51	(2) 12行目, 15行目及び28行目の不開示部分	2号	12行目の不開示部分	
			52	(2) 13行目及び14行目の不開示部分	2号及び7号柱書き	なし	
			53	(3) 34行目の不開示部分	7号柱書き	—	
			47	54	(4) 1行目の不開示部分	2号	なし
				55	(5) 18行目の不	7号柱書	—

				開示部分	き	
2 4	兵庫労働局総務部と厚生労働省地方課の間で 交わされた電子メール	48	56	(1) 11行目, 12行目及び20行目の不開示部分	2号	11行目及び12行目の不開示部分
			57	(1) 24行目ないし26行目及び37行目ないし43行目の不開示部分	2号及び7号柱書き	なし
			—	(2) (1) 及び(3)を除く不開示部分	新たに開示	—
			58	(3) 13行目ないし17行目	7号柱書き	なし
		49	—	(4) (5) 及び(6)を除く不開示部分	新たに開示	—
			59	(5) 14行目, 17行目, 30行目及び40行目の不開示部分	2号	14行目の不開示部分
			60	(5) 15行目及び16行目の不開示部分	2号及び7号柱書き	なし
			61	(6) 36行目の不開示部分	7号柱書き	—
			50	62	(7) 17行目の不開示部分	7号柱書き
		2 5	兵庫労働局総務部と厚生労働省地方課の間で 交わされた電子メール	51	—	(1) (2)を除く不開示部分
63	(2) 11行目及び12行目				2号及び7号柱書き	なし
2	兵庫労働	52	64	(1) 8行目, 10	2号	21行目

6	局総務部 と厚生労働省地方課の間で 交わされた電子メール			行目ないし16行目, 21行目, 34行目及び35行目の不開示部分		1文字目ないし10文字目及び13文字目ないし最終文字並びに34行目及び35行目の不開示部分	
			—	(2)(1)及び(3)を除く不開示部分	新たに開示	—	
			65		(3)36行目ないし40行目	7号柱書き	なし
		53	66		(4)2行目の不開示部分	2号	なし
			67		(4)6行目ないし8行目の不開示部分	2号及び7号柱書き	なし
27	兵庫労働局総務部 と厚生労働省地方課の間で 交わされた電子メール	54	68	(1)7行目, 8行目及び10行目の不開示部分	2号及び7号柱書き	なし	
			69	(1)25行目, 27行目ないし33行目及び38行目の不開示部分	2号	38行目1文字目ないし10文字目及び13文字目ないし最終文字	
			—	(2)(1)を除く不開示部分	新たに開示	—	
		55	70		(3)12行目, 13行目, 21行目の	2号	12行目及び13

				不開示部分		行目の不開示部分
			7 1	(3) 2 5 行目ないし 2 7 行目の不開示部分	2 号及び 7 号柱書き	なし
			—	(4) (3) 及び (5) を除く不開示部分	新たに開示	—
			7 2	(5) 1 4 行目ないし 1 8 行目	7 号柱書き	なし
2 8	兵庫労働局職業対策課と厚生労働省障害者雇用対策課の間で交わされた電子メール	5 6	7 3	(1) 1 6 行目の不開示部分	7 号柱書き	—
		5 7	—	(2) なし	—	—
2 9	兵庫労働局総務部と厚生労働省地方課の間で交わされた電子メール	5 8	7 4	6 行目ないし 8 行目の不開示部分	2 号及び 7 号柱書き	なし
			7 5	1 1 行目及び 1 2 行目の不開示部分	2 号	全て
3 0	兵庫労働局総務部と厚生労働省地方課の間で交わされた電子メール	5 9 及び 6 0	—	なし	—	—
3	兵庫労働	6 1	7 6	1 0 行目の不開示部	2 号	なし

1	局総務部 と厚生労働省地方課の間で 交わされた電子メール			分		
3 2	特定者からの質問等に係る 厚生労働省から兵庫労働局 に対する質問文書	6 2	7 7	(1) 2行目, 5行目, 12行目ないし16行目, 21行目及び25行目の不開示部分	2号	なし
			—	(2) (1)を除く不開示部分	新たに開示	—
		6 3	—	(3) (4)を除く不開示部分	新たに開示	—
			7 8	(4) 23行目ないし27行目の不開示部分	2号及び7号柱書き	なし
		6 4	7 9	(5) 1行目, 21行目及び26行目ないし28行目の不開示部分	2号	なし
			—	(6) (5)を除く不開示部分	新たに開示	—
		6 5	8 0	(7) 7行目, 11行目, 14行目, 16行目, 23行目及び25行目の不開示部分	2号	なし
			—	(8) (7)を除く不開示部分	新たに開示	—
		6 6	8 1	(9) 4行目及び21行目ないし23行目の不開示部分	2号	21行目ないし23行目の不開示部分

			—	(10) (9) を除く不開示部分	新たに開示	—
		67	82	(11) 2行目及び8行目の不開示部分	2号	8行目の不開示部分
			83	(11) 3行目ないし5行目の不開示部分	2号及び7号柱書き	なし
			—	(12) (11) を除く不開示部分	新たに開示	—
33	請求人の父親と兵庫労働局の間で行われた面談概要	68	—	(1) 1行目, 4行目及び7行目ないし32行目の不開示部分	新たに開示	—
		69	—	(2) 全て	新たに開示	—
34	兵庫労働局職業対策課から同局他課室への請求人のための業務提供依頼文書	70及び71	—	なし	—	—
35	請求人に手交した兵庫労働局関係課室の配席図	72ないし76	—	なし	—	—
36	請求人に手交した作業スケジュール, 作業内容, 作	77ないし90	—	なし	—	—

	業手順					
37	特定職員から請求人への連絡メモ	91	—	なし	—	—
38	特定所の職員作成メモ	92	—	なし	—	—
39	請求人の父親と兵庫労働局総務部長の間で交わされた電話概要	93	—	(1) 1行目ないし24行目の不開示部分	新たに開示	—
		94	—	(2) (3)を除く不開示部分	新たに開示	
			84		(3) 3行目, 11行目及び12行目の不開示部分	2号及び7号柱書き
40	請求人の父親から兵庫労働局総務部長へ送付されたFAX	95 ないし100	—	全て	新たに開示	—
41	請求人が特定者に対して持っている考えをまとめた記録	101 及び102	—	全て	新たに開示	—
42	請求人の母親から兵庫労働局職業対策課への手紙	103	—	(1) 2行目ないし34行目	新たに開示	—
		104	—	(2) 全て	新たに開示	—
4	請求人の	10	—	全て	新たに開	—

3	父親から 兵庫労働 局職業対 策課への 手紙	5及 び1 06			示	
4 4	特定公共 職業安定 所長から 特定障害 者職業セ ンター所 長に対す る請求人 に係る職 業評価等 の依頼文 書	10 7なし いし 10 9	—	なし	—	—
4 5	特定障害 者職業セ ンター所 長から特 定公共職 業安定所 長に対す る請求人 に係る相 談・検査 等の結果 の通知文 書	11 0なし いし 11 6	—	なし	—	—
4 6	特定障害 者職業セ ンター所 長から特 定公共職 業安定所 長に対す	11 7	—	なし	—	—

	る請求人への職業準備支援の実施に係る通知文書					
47	障害者求職登録申込書補助紙	118 ないし 120	—	なし	—	—
		121	85	(1) 平成27年5月15日記事欄1行目, 平成27年5月22日記事欄1行目及び4行目, 平成27年7月24日記事欄1行目の不開示部分	2号及び7号柱書き	なし
			86	(1) 平成27年5月15日記事欄2行目及び4行目ないし7行目, 平成27年7月24日記事欄2行目ないし9行目, 11行目及び12行目の不開示部分	7号柱書き	平成27年5月15日記事欄2行目の不開示部分
		122	87	(2) 記事欄11行目の不開示部分	2号	なし
48	特定所の職員作成メモ	123	—	なし	—	—
49	請求人の職業評価等に係る特定障害者職業セ	124	—	(1) (2) を除く不開示部分	新たに開示	
			88	(2) 15行目, 16行目, 23行目及	7号柱書き	なし

	ンター作成メモ			び24行目		
50	特定所の職員作成メモ	125	—	なし	—	—
51	特定所の職員作成メモ	126	—	なし	—	—
52	業務日誌	127 ないし 216	—	なし	—	—

(注) 1 対象文書には頁番号は付番されていないが、対象文書の1枚目ないし216枚目に1頁ないし216頁と付番したものを「頁」として記載している。

2 「3 不開示部分」欄及び「4 該当条文(法14条)」欄については、補充理由説明書1及び補充理由説明書2の記載に基づき、当審査会において適宜修正している。